

# 基本構想の実現に向けて

#### 1.市民の役割

高齢者や身体障害者等が安心して外出するには、 旅客施設や歩道等のハード面の整備にあわせて、 市民一人ひとりが相手の立場にたって考え、行動 することが必要です。例えば、広い幅員の歩道が 整備されても、違法駐車した自動車や放置自転車 があると、特に視覚障害者や車椅子利用者の通行 には大きな障害になります。また、十分なハード 整備を行うには長い時間を要しますが、それまで の間、困っている人に少しの手助けを行うことで、 誰もが安心して通行することができます。

少しの時間でも自転車を歩道に駐輪 することは、通行に支障をきたすだ けでなく、安全面にも問題があります。



このため、市民は、日常生活においてバリアフリーに配慮した行動を心がけ、一人ひ とりの意識の向上に努めることが必要です。

また、バリアフリー化の整備にあたっては、市民の自主的・積極的な参加が必要であり、三原市障害者(児)福祉推進協議会をはじめ町内会、自治会、商栄会など様々な地域グループの参加・協力のもとバリアフリーのまちづくりが求められます。

#### 2.企業 1の役割

まち全体のバリアフリー化を進めるためには、旅客施設や道路等の交通用施設に加えて、移動の目的地となる建物におけるバリアフリー化が不可欠です。また、狭い幅員の 歩道であっても、建物を後退して建設したり、敷地内に駐輪スペースを確保することに より、歩行空間が増大し、利用者の安全性や利便性が向上します。

このため、病院や商店など多くの人が利用する建物についても、段差の解消や身体障害者用トイレ、駐輪スペースの整備など、バリアフリーに向けた改善に努めることが必要です。

また、近年では中心市街地における新たな取り組みとして、タウンモビリティが各地で導入されています。 タウンモビリティとは、商店街の施設などをバリアフリー化し、高齢者等に対して電動車椅子・電動スクーターなどの移動補助具を貸し出し、買い物などの介助を行うサービスです。今後は、これらのソフト面の施策についても、地域の商店街等の協力による導入が求められます。



タウンモビリティによる 電動三輪車の貸出サービス

#### 1 企業

病院や商店等の不特定多数の人が利用する建築物を構え、利益を得ることを目的として事業を 行う経営体など。

#### 3.行政の役割

ハード面の整備は、各事業者が単独で整備を行っても、バリアフリー化されたルートが連続していなければ、誰もが安全に通行することはできません。また、バリアフリー化にあたっては、実際に駅や道路等を利用する立場に立って整備を行うことが必要です。このため、行政は利用者からの意見を聴取する機会を設け、各事業者と連携・調整を図りながら、ハード整備を行う必要があります。

一方、せっかくバリアフリー整備が行われても利用者に周知されていなければ意味がありません。また、基本構想の策定にあたって実施した意見交換会やタウンウォッチングにおいて、「心のバリアフリーを推進してほしい。」、「タウンウォッチングを継続してほしい。」との意見がありました。

このため、三原市では広報誌やホームページ等を通じてバリアフリー化の取り組みに係る情報提供を行うとともに、学校や職場、地域におけるバリアフリー教育・啓発活動を積極的に推進します。

#### 【 参考:心のバリアフリーに向けた取り組み 】

三原市では、基本構想の策定にあわせて、心のバリアフリーの推進に向けて、国土交通省中国運輸局との共催により、「バリアフリー教室」を開催しました。

実 施 日:平成14年(2002年)11月16日(土)

実施場所: JR三原駅及びその周辺道路

参加者:如水館中学校生徒37人(一般公募により申し込み)

教室の概要:高齢者、車椅子及び視覚障害者の疑似体験並びに介助体験を行いなが

ら、講師やアドバイザーの指導による体験学習

バリアフリー教室終了後、講師、アドバイザー及び参加者による感想・

意見交換等を実施







## 4.パートナーシップによる推進体制の確立

基本構想の目標である「誰もが安心して住み続けられる都市"みはら"の創造~市民・企業・行政の協働によるバリアフリーのまちづくり~」を実現するには、市民や企業、事業者、行政等が協力し、連携を図りながらバリアフリー整備を進めていくことが重要です。

このため、幅広い関係者の参加による「仮称:三原市バリアフリー推進協議会」を設置することを検討します。本協議会の主な役割としては、以下のような事項が考えられます。

各事業者によるバリアフリー整備の実施状況の管理と情報の提供 バリアフリー整備にあたって利用者の意見聴取及び集約 バリアフリー整備後の点検・評価(フィードバック・システムの確立) バリアフリーに係る教育・啓発活動の推進

### 5.基本構想の評価・見直し

基本構想の目標年次である平成22年(2010年)までには、高齢化のさらなる進展や身体障害者の増加等により、三原市の社会状況が変化することが想定されます。また、高齢者や身体障害者が社会参加を行う機会が増加することにより、バリアフリー整備に対しても多様なニーズが生じることが予想されます。

これら社会状況の変化やバリアフリーに関するニーズの多様化に対応するため、必要 に応じて基本構想の見直しを行います。